

社会人等多様な人材の活用について

中央教育審議会会議資料

(令和3年4月27日)

- ✓ 学校現場においては、学校との関わり(頻度や業務内容等)に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験(幼稚園、小学校)、1年間の教職特別課程(中学校、高等学校、特別支援学校)、2~4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。
- ✓ 外部人材がいきなり教師として勤務するハードルを下げ、スクールサポートスタッフや学習指導員、特別非常勤講師等として学校との関わり合いを徐々に深めていながら、学校現場への参画を促進する。

学校と関わりを持つ

学校に定期的に通う (授業を担当する、補助をする等)

教師として勤務する

教育課程内

教育課程外

学習指導員

子供たち一人ひとりへのきめ細かな指導を図るためのTT指導、家庭学習のチェック、放課後や長期休業中等を活用した補習学習等、教師の授業補助を行う

特別非常勤講師

民間企業等勤務経験者等の専門的な知識・経験を活かし、兼業・副業等で学校現場に定期的に参加し、授業の一部を単独で行う

スクールサポートスタッフ

学級担任等の業務のサポートや保護者への連絡業務を行う

ICT支援員、GIGAスクールサポーター

ICT環境の運用管理や校務情報システム等の運用管理等を行う

スクールカウンセラー

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加などに対応するため、児童生徒へのカウンセリングを行う

スクールソーシャルワーカー

学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校、家庭、専門機関相互の連携を促進するための連絡調整等を行う

学校支援地域本部事業による地域ボランティア

例えば、部活動の支援、登下校時の見守り、学校行事の支援など

等

普通免許状 (10年更新、全国で活用可能)

・既に免許状を取得している者のリカレント教育 (全学校種)
就職氷河期世代等学生時代に既に免許状を取得している者がリカレント教育を受け、免許の回復、他校種免許の取得が可能

・教員資格認定試験 (幼稚園、小学校)
毎年9月から12月に実施される2次にわたる試験(筆記及び実技等)により、幼稚園及び小学校の2種免許状の取得が可能

・教職特別課程 (中学校、高等学校、特別支援学校)
教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する科目を既に修得している者が教職に関する科目のみを1年間の課程を履修することで免許状の取得が可能

・通信制の教職課程 (全学校種)
2~4年間の通信制の教職課程で免許状の取得が可能

勤務しようとする学校等からの推薦

特別免許状 (10年更新、都道府県内でのみ活用可能)

専門的な知識・経験を持つ場合に、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能
※多様な勤務経験を踏まえることができるよう令和2年度中に特別免許状の授与に関する指針を改訂予定

臨時免許状 (3年更新なし、都道府県内でのみ活用可能)

普通免許状所持者を採用できない都道府県において、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能

採用を前提とした免許状